

民間連携事業 経理処理（積算）ガイドライン 2024年度10月版 変更内容新旧対比表

No.	項目	頁数	内容	変更前（2024年1月）	変更後	備考
1	全体	-			今回改定事項の導入の適用開始は、ガイドラインの作成日、10月1日を予定。ただし、既に提案企業とJICAとで契約にかかる折衝を開始している案件や契約締結済の案件については、旧ガイドラインの適用も排除しない。	
2	全体	-	千円未満切り捨ての廃止	千円未満切り捨て	千円未満切り捨ての廃止⇒実施中の契約も適用可、契約金額を超えても超過の合計額が50万円以内であれば精算可能とする。ただし、増額できる上限額は、制度上限範囲内とする。	事務負担軽減のため、コンサルタント等契約に做う
3	全体	-	合意単価方式を全体で導入し、2部構成であったものを1つにまとめる	2024年1月より、「協力準備調査（海外投融資）」事業では「合意単価方式」を導入し、当該ガイドラインを2部構成としていた。	今回民間連携事業全体で、提案法人の了承を条件として、「合意単価方式」を導入することとし2部構成をまとめる。 第2部IX協力準備調査（海外投融資）を「合意単価方式」に変更する。	合意単価対象費目は、旅費（航空費）、現地活動費（車両関係費、現地備人費、現地交通費）となります。下の該当する項目で再度説明します。
4	全体	-	費目間流用の見直し	・大項目間流用は三者打合簿 ・中項目間流用は二者打合簿	・大項目間流用は二者打合簿 ・中項目間流用は受注者裁量だが、ただし関税も余剰分、機材製造・購入・輸送費等については、二者打合簿が必要	事務負担軽減のため、コンサルタント等契約に做う
5	全体	-	はじめに	-	当該ガイドラインが適用となるスキームの種類と、内容の説明を修正、及び追加した。	スキームの概要について記載がなかったため今回「参考」として追加。
6	見積金額（明細書含む）の作成	P33	見積根拠資料について	「3」見積根拠資料について ※契約交渉時点では見積根拠資料の取得が困難なものについては、その旨ご御相談ください。契約時点では暫定金額での契約とし、契約実施中に見積取得が可能になった段階で見積根拠資料に基づき金額を精算することとします。（暫定金額契約対象費目は限定があります。）と記載をしている。	「V」見積金額（明細書含む）作成、 2. 見積根拠資料について ＜補足説明＞契約交渉時点では見積根拠資料の取得が困難なものについては、その旨ご御相談ください。契約時点では暫定金額での契約とし、契約実施中に見積取得が可能になった段階で見積根拠資料に基づき金額を精算することとします。（暫定金額契約対象費目は「本邦機材製造・購入費（他社機材）」「現地機材製造・購入費」「現地工事費」「輸送費」「現地再委託費」「本邦費	暫定金額による契約は昨年度より開始しているが、ガイドラインでの記載もあまり記載が詳細でなかったため、今回追加修正とする。
7	精算について	P39	部分払（契約約款第17条）	部分払いの際は、「機材等納入検査（写）」、領収書（又は銀行振込金受領書等）の写しと稼働が確認できる書類（「機材等納入検査（写）」等）の提出を求めてきた。	今後は「機材等納入検査（写）」を確認のうえ部分払いをする	また、コンサルタント契約では契約約款を改定する方向であり、部分払い条項を削除し打合簿で管理する
8	直接人件費	P47	格付方法決定・見直し	・業務の内容・難易度により格付けし、次に当該業務を行う業務従事者の標準業務経験年数を満たしているかを確認し格付けを決定。	企画書等で記載した担当業務の内容・難易度に基づき提案法人は各業務の「格付」を提案し、発注者（監督職員）は各業務に対して提案された格付の妥当性を確認し、該当する業務従事者が業務の格付を満たす経験・能力を有しているか確認し認定。 ・単価自体に変更はなし。	・事務負担軽減のため、コンサルタント等契約に做う
9	直接人件費	P47	格付方法決定・見直し		既に契約締結済みの案件では、基本的に標準業務経験年数確認をもって業務従事者の格付を決定して契約しており、これを変更することはありません。従事者の交代が今後生じた場合は、後任者の業務経験年数の確認は行わず、発注者（監督職員）が確認・認定します。なお、直接人件費の単価は契約締結時の単価を上限とする。	
10	直接人件費	P12	外部人材の要件	外部人材とし分類A（コンサルタント企業）及び分類B（コンサルタント以外の法人）として認められるため、「専任の技術者として登録」されていることが必要でありそのためには、「主たる資金を受ける雇用関係」が求められているが、提出する模式雇用保険と健康保険の加入を確認することになっているが、具体的に必要である旨の記載がない	「主たる資金を受ける雇用関係」については、当該技術者の雇用保険及び健康保険の事業主負担を行っていることが必要であることを追記する。また、65才以上の雇用の場合について記載があったが、65才以上の場合は特例により上記の雇用保険及び健康保険の加入がなくても認められるものと誤解されるケースがあったのでここで削除とする。	・解釈にばらつきがあるため具体的な内容を記載をした
11	旅費（航空費）	P22	航空券クラス	学歴年次および所要フライト時間別に定められた表に基づき航空券クラスの利用が認められる。	業務従事者の格付と渡航地域に基づき、定められた表に基づき航空券クラスの利用が認められる。	表は変更となるが、表記がそれぞれ置き換わるだけで実態上大きな変更はない。
12	旅費（航空費）	P19	日程変更不可 払戻不可 航空券の導入	格安航空券は、業務上の必要による急な日程変更への対応が困難であることが多いため、その購入はお勧めしておりません。（日程変更に対応しやすい航空券として、正規割引航空運賃を基本としています。）払戻不可、復路日程変更不可等の航空券を購入し、搭乗できなくなり、新規に航空券を買い直した場合には、搭乗できなかった（使用しなかった）航空券については精算対象となりません。	正規割引運賃のうち、払戻不可・日程変更不可の条件が厳しいもの、現地発券の航空券の利用、インターネットを通じて航空券を購入するなど、より安価な航空券の購入に努めてください。また、LCC（格安航空会社）の使用も可能です。	旅費削減への対応、LCCの利用では機内食サービス、受託手荷物料金、ラウンジ利用も精算対象。
13	旅費（航空費）	P22	旅費（航空費）の精算	実費精算の場合 ・包括旅行（IT: Inclusive Tour）チケットなどは、e-ticketに金額の記載がないため、旅行代理店が発行する領収書（金額の内訳記載のもの）を提出してください。 ・変更手数料及び取消手数料については、航空会社による手数料の他に、旅行代理店の手数料が発生する場合があります。旅行代理店の手数料については、当該代理店の規定に基づくものとなりますが、1回の変更につき上限を5,000円（税抜）とします。	コンサルタント契約に準じる形で削除	・LCCやネット購入を認めるため、領収書の要件を緩和する。 ・中項目間の流用は受注者裁量とする。
14	旅費（航空費）	P22、P43	合意単価方式	航空費は証憑を取り付けたくうえで実費精算としていた	合意単価方式を導入し、契約時に定めた航空費の金額をもって精算を省略することができる	精算に係る業務効率化を図る
15	旅費（航空費）	P23	実費精算方式	証憑書類は、e-ticketと旅行代理店等からの領収書とする。領収書には、旅費（航空費）の内訳（航空券代、週末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、空港税、旅客サービス施設使用料（税抜）、旅客保安料（税抜）、発券手数料（税抜））の明記（又は添付）を求めている。	左記については、領収書に明記されているものが望ましいですが、記載されていなくても領収書にて精算可能とします。	
16	旅費（航空費）	P22	旅費（航空費）の精算	これまでは業務の兼任を認めず、旅費の分担は2者打合せで確認していた。また旅費については、「契約管理ガイドライン」において渡航の業務前、後、及び中間時点の業務を分けて、人員の貼り付けることも原則認めていなかった（1回渡航すると本件業務のみ）。	コンサルタント契約と同様に渡航の前後及び中抜けについては、今後は現地に派遣の際は他業務についても認めることとして記載	コンサルタント契約と同様に、契約上求められる成果を上げられれば、他業務との兼任は問題ないこととした。
17	旅費（航空費）	P23	渡航経路の変更に係る打合簿	渡航経路の変更や旅費の分担は2者打合簿の作成が必要としている	渡航経路の変更及び旅費の分担は、基本的に受注者裁量とする	コンサルタント契約に合わせることにする
18	旅費 日当・宿泊・内国旅費	P25	内国旅費として定めた定額料金	関東圏居住者 成田国際空港 4,870円/日 羽田国際空港 0円/日 東海地方居住者 中部国際空港 1,610円/日 近畿地方居住者 関西国際空港 2,200円/日 成田国際空港と羽田国際空港間 2,435円/日（往路復路で空港が異なる場合）	合意単価方式により、申請による経済的かつ効率的なルートに基づき確定するため、左記の単価は廃止とする	10年ほど金額の変更がなかったため、今回の改定で修正
19	旅費 日当・宿泊・内国旅費	P24、P25、P51~	特別宿泊料単価について	ガイドラインに記載はないが、2023年度より、コンサルタント契約に準じる形で2ヶ国間で特別宿泊料単価に基づき支給している	<別添資料3特別宿泊料単価の適用について> 「別添資料3：特別宿泊料単価」の対象となる国については、2024年8月1日以降の宿泊より適用可能です。同単価を適用する場合は、事前に打合簿を取り交わした上で認めます。また、適用により契約金額から50万円以上を超える場合は変更契約を行います。	これまでも安全対策の問題であり、導入により契約金額を超える場合や、スキーム上限を超える場合は認めてきた。8月1日からの新規契約以外にも、現行契約で希望がある場合は基本的に認める方向とし、その場合は予算措置のうえ、スキーム上限越えも認める方向で検討する。
20	現地活動費（車両関係費、現地備人費、現地交通費）	P26、P43	合意単価方式	車両関係費、現地備人費、現地交通費については、これまで証憑書類を取り付けて実費精算としていた。	旅費、車両関係費、現地備人費、現地交通費について、総現地業務人月の進捗状況により支出金額が確定する。現地国内で発生する航空費は利用回数に応じて金額が確定。いずれも精算書類は必要なし。	精算に係る業務効率化を図る
21	現地活動費（セミナー・広報費）	P30	セミナーに係る経費は、会議設営費のみを認めている	「セミナー費としては、現地でセミナー等を実施する場合に必要な経費のうち、会場費（飲食費と会場費が不可分の場合は、計上できず精算の対象ともなりません）として対応中	「セミナー費は、現地でセミナー等を実施する場合に必要な経費のうち、会場費（軽食・飲料費を含む）を計上することが可能です。」とし適用を拡大する。一方コンサルタント契約では、交通費等も支給の対象となりますが、民連事業では会議の開催の経費までとします。	コンサルタント契約に合わせつつ、現在支払い対象としていない交通費などは除くこととする一方で、コンサルタント契約では交通費等も支給の対象となりますが、民連事業では会議の開催の経費のみとします。
22	現地活動費（セミナー・広報費）	P30	セミナー実施及び広報費活用の報告	セミナー実施及び広報費活用の報告については、2者打合簿が必要となる	セミナー実施及び広報費活用の報告については打合簿は必要なしとする。月報で提出した報告者を添付	月報での報告とする
23	本邦受入活動費（航空費）	P30	合意単価方式	航空費は証憑を取り付けたくうえで実費精算としていた	合意単価方式を導入し、契約時に定めた航空費の金額をもって精算を省略することができる	月報での報告とする
24	本邦受入活動費	P31	本邦受入活動の報告	本邦受入活動完了報告の確認については、2者打合簿が必要となる	本邦受入活動完了報告の確認については打合簿は必要なしとする。月報で提出した報告者を添付	月報での報告とする
25	全体	-	精算報告について	履行期間内の提出としてきた（1ヶ月の延長特例あり）	履行期間終了後1ヶ月以内の提出とする（上半期末及び年度末は認めない）	決算期及び、中間決算の際は締め切りには注意をようする。また1ヶ月の延長特例は継続して実施予定